



健全化判断比率とは、厚岸町の財政状況を客観的に表したものです。

日常生活に例えると、家計のやりくりで、過去1年間における収入と支出の状況や、現在の借入金と貯金のバランスを数値化したイメージです。

地方公共団体の財政状況の健全性を確認するための比率だとお考えください。

概要等

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年制定)』の規定により、令和6年度厚岸町の健全化判断比率および資金不足比率(以下『健全化判断比率等』という)の算定を行い、8月の監査委員の審査を経て、9月の定例町議会に報告しています。

厚岸町の健全化判断比率等は、下の表のとおりです。全ての指標が基準を下回っており、町財政は健全に運営されています。参考として、令和5年度の全道平均および道内順位も掲載しております。

健全化判断比率

健全化判断比率は、次の4つの指標をいいます。
各指標の算定式については、町ホームページに掲載しています。

①実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額(実質赤字額)が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。実質赤字額がない場合の比率は、『-』(比率なし)となります。

②連結実質赤字比率

全ての会計の実質的な赤字額(連結実質赤字額)が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。連結実質赤字額がない場合の比率は、『-』(比率なし)となります。

③実質公債費比率

一般会計等が負担しなければならない実質的な借入返済金(公債費)や特別会計等の借入返済金などが標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標で、過去3カ年の平均値をいいます。

④将来負担比率

一般会計等が負担しなければならない実質的な負債が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

これら4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上または資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、『財政健全化計画または経営健全化計画』を議会の議決を経て策定し、財政の健全化に向けて取り組まなければなりません。

(単位:%、位)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率
令和6年度決算	- (▲7.07)	- (▲11.82)	10.1	60.1
令和5年度決算	- (▲12.43)	- (▲16.26)	11.0	79.4
全道平均			7.1	15.7
道内順位			142/179	166/179
早期健全化基準	14.62	19.62	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

※実質赤字比率および連結実質赤字比率の『▲』表示は、黒字比率を示す

※令和6年度決算における全道平均および道内順位については、現在北海道にて取りまとめ中であるため、12月以降に町ホームページに掲載する予定です。

資金不足比率

公営企業会計の資金不足額が、その会計の事業規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。資金不足額がない場合の比率は、『-』(比率なし)となります。

(単位:%)

	企業会計			特別会計
	水道事業 会 計	下水道 事業会計	病院事業 会 計	簡易水道 事業会計
令和6年度決算	- (▲63.5)	- (▲26.9)	- (▲6.2)	- (0)
令和5年度決算	(▲62.8)	(0)	(▲1.5)	(0)
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

※比率の『▲』表示は、黒字比率を示す